

応援券見本

令和5年6月1日現在、利用可能な子どもが真ん中応援券

○有効期限：令和5年12月31日（黄色・黄色（赤帯））
（令和4年9月～令和5年5月交付分）

※令和5年12月31日以降受け取られないようご注意ください。

表紙

券表面



○有効期限：令和6年12月31日（紫色）
（令和5年6月～令和6年5月交付分）

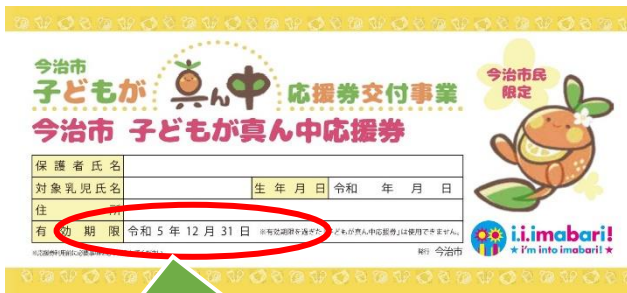
表紙

券表面



注意事項

表紙



期限切れのものを受け取られないようご注意ください。

券表面



既に切り離された応援券を提示された場合は、無効の扱いとさせていただきます。

裏表紙

対象品目は乳児に関する用品・サービスとしています。該当するかは各店舗の判断に任せます。

子どもが真ん中 応援券の使い方

- 対象乳児の保護者が、市内の登録店舗で乳児に関する用品・サービスを購入する場合に限り、1枚あたり1,000円分の費用として使うことができます。
- 1回あたりの利用枚数に限りはありませんが、購入額が額面の総額と同額又は上回る場合に利用できます。
- 購入額が額面の総額を上回る場合は、差額を自己負担してください。
- すでに購入済みの対象製品との引換えはできません。
- 現金との引換えや未使用分の券の払戻しはできません。
- この券の売買や第三者への転売・譲渡はできません。
- 表面の有効期限を過ぎた場合は使用できません。
- 紛失等による応援券の再発行は行いませんが、汚損・破損による場合は残券と引換えができる場合があります。
- 券は切り離さずに登録店舗にお持ちください。冊子から切り離すと無効となります。
- 市外への転出など、申請内容に変更がある場合は下記までお問い合わせください。

今治の子育て世帯限定でちゅ!

おつりが出ないので、利用金額が1,000円以下のときは使用できません。

【お問合せ先】こども未来課 TEL 0898-36-1529



券裏面

【登録店舗控用】

今治市
子どもが真ん中 応援券

【登録店舗様】
こちらの半券を5年間保管してください。

【登録店舗控用】の半券は5年間保管してください。

【登録店舗控用】

- この券は乳児に関する用品・サービスを購入して使用できます。
- 1回あたりの利用枚数に限りはありませんが、購入額が額面の総額と同額又は上回る場合に利用できます。
- 購入額が額面を上回る場合は差額を応援券利用者からいただってください。
- 表面記載の有効期限を必ず確認してください。
- 下記に引換日及び登録店舗名を記載してください。

引換日・登録店舗名を記載して、請求書とともに、【今治市保管用】をこども未来課まで提出してください。

引換日 年 月 日

登録店舗名